

星空案内人資格認定制度運営規則

The Qualification System for The Astronomy Guide

履歴

制度発足 2006年12月2日

改正 2007年5月23日

改正 2008年3月14日

改正 2008年6月20日

改正 2009年1月16日

改正 2009年4月10日

改正 2009年12月13日

改正 2010年1月12日

改正 2010年9月15日

改正 2010年11月10日

改正 2011年5月21日

改正 2011年6月1日

改正 2011年10月5日

改正 2012年12月14日

改正 2017年9月9日

改正 2019年5月13日

改正 2020年5月18日

改正 2021年3月31日

改正 2022年3月31日

改正 2023年7月7日

改正 2024年5月14日

改正 2024年9月10日

最終改正 2026年1月13日

本文

(前文)

星空案内人資格認定制度は、2003年10月山形大学理学部にオープンした「やまがた天文台」における一般市民向け星空ガイドツアーを実施するための人材養成の目的で始められた。その後、山形大学理学部と特定非営利活動法人小さな天文学者の会が創設団体となりカリキュ

ラムや資格規則が整理されたが、同時に、市民の言葉で星空や宇宙の楽しさを伝える活動の有効性が示され、2007年からは山形だけではなく広くどの地域でも実施可能な制度に整備された。2009年4月10日より本制度規則が定められ全国的な運用が始まった。

星空や宇宙は、その美しさや不思議さで人を感動させ、また、日常生活で忘れがちな広い見方や新しいアイデアを与えてくれる。これは科学でも同様で、宇宙は、地上実験では得られない新しい知見をもたらしてくれる。そんな宇宙を知ったり感じたりする楽しみがあり、また、それを星空案内の中で伝える事によって幸せの輪を広げる事ができる。しかし、星空案内をする勇気を出すきっかけが必要であることを我々は2003年の制度発足時より認識し、資格認定という方法を採用している。星空案内をするための最小の知識と技能を提供するカリキュラムと資格制度を準備することで、志のあるだれもが星空案内への一步を踏み出すことができ、結局は上記の、星空や宇宙を通して幸せの輪を広げてゆく活動が発展すると考える。

(目的)

第1条 本制度は、星空や宇宙について、科学的な理解、観察の技能、文化的背景の理解およびそれらを人に伝える為の方法等星空案内の初步的であるが総合的な能力を認定し、以て、天文学や科学一般の普及活動・生涯教育活動・豊かな精神生活を促進する活動に寄与することを目的とする。

(運営主体)

第2条 本制度の運営・維持は特定非営利活動法人星のソムリエ機構(以下、「機構」と呼ぶ)が行ない制度運営の主体となる。

2 機構は本規則の条項に定めることの他、制度の運営・維持に必要な業務を行なう。

3 機構の業務については別に定める。

(実施団体)

第3条 本制度の実施・運用は、本制度に賛同し本制度に定められた規則を遵守することができる団体(以下、「実施団体」と呼ぶ)が行なう。

- 2 実施団体となるための資格の認証は機構が行なう。
- 3 実施団体が各々持つ独自の目標を実現するための一つの方法として本制度を利用していることを資格認証の要件とする。したがって、本制度の実施・運用それ自身を主な目的とした団体は実施団体となることができない。
- 4 本制度の円滑な運営および維持のため、実施団体が本制度に参加するためには参加費を納入しなければならない。参加費の金額、納入方法については別に定める要領による。
- 3 本制度の 2012 年 12 月 21 日改正以前の実施団体は本条第 2 項に定める認証がなされたものとみなす。

(実施団体の代表)

第 4 条 実施団体は団体の代表者、文書受け取ることのできる住所および実施責任者を機構に届けなければならない。

(資格認定講座)

第 5 条 実施団体は資格認定講座を開催し、講座を構成する各々の科目ごとに単位認定を行なう。

- 2 科目は、必修科目、選択科目に区分する。
- 3 必修科目および選択科目の科目名は以下のとおりである。
 - <必修科目>
 - 一 さあ、はじめよう（星空観察に関する基礎知識）
 - 二 望遠鏡のしくみ（天体望遠鏡の原理および構造、操作に必要な予備知識）
 - 三 星空案内の実際（星空・宇宙をテーマにした教育・普及活動の実践的技能、本制度の趣旨の理解）
 - <選択科目>
 - 四 宇宙はどんな世界（天文学、宇宙物理学に関する基礎知識）
 - 五 星空の文化に親しむ（星空や宇宙に関する文化やその背景に関する基礎知識）

- 六 星座をみつけよう（おもに肉眼による観察に関する基礎知識と技能）
 - 七 望遠鏡を使ってみよう（望遠鏡の操作および観察に関する基礎知識と技能）
 - または、
プラネタリウムを使ってみよう（プラネタリウムの操作と解説に関する基礎知識と技能）
- ~~なお、「望遠鏡を使ってみよう」の科目の表記にあたっては科目名の後に括弧付で講座を開講した施設や望遠鏡が分かるような表記を加える。~~
- ~~例、「望遠鏡を使ってみよう(8.2m 反射望遠鏡[すばる])」~~

4 各科目は 100 分以上の講義または実技講習を含むものとする。

5 各科目の内容は別に定める講座内容要綱に準拠する。

6 各科目の単位認定基準は別に定める。単位認定基準には当該科目の受講を含むものとする。

(講師の選任)

7 講座講師は、担当する科目的講座内容要綱に従って教授するにふさわしい能力を有すると認められる者を各実施団体が選任する。

(講師の単位取得みなし規定)

8 講座講師は、担当する科目的単位を取得したものとみなす。

(資格認定)

第 6 条 実施団体は以下に掲げる資格認定要件を満たした者に対して「星空案内人(The Astronomy Guide)」の資格を授与することができる。

- 一 必修科目的全ての単位を取得すること。
- 二 選択科目のなかから 3 科目の単位を取得すること。

2 実技の練習など自主的な学習を促進し、資格取得を容易にするために、「星空案内人(準案内人)」(以下、準案内人(Associate

Guide)と呼ぶ)の資格を授与することができる。準案内人の資格認定要件は以下に掲げるものとする。

一 必修科目のうち、「さあ、はじめよう」、「望遠鏡のしくみ」の2科目の単位を取得すること。

二 必修科目の「星空案内の実際」を受講すること。

三 選択科目のうち、3科目以上受講すること。

3 星空案内人(「星空案内人(準案内人)」を含む)の別称として「星のソムリエ(Star Sommelier)」を用いることができる。

なお、星のソムリエは商標登録されているため、商標の有効な期間および範囲においては別に定める商標使用に関するガイドラインに従って使用しなければならない。

(資格認定の取り消し)

第7条 資格認定者に、本制度の趣旨に著しく反する行為が認められるときは、実施団体はその者の資格認定を取り消すことができる。

(実施団体の状況把握と公開の義務)

第8条 実施団体は資格認定講座の開講科目、開講状況(日時、場所、講師氏名、講座の内容)を把握し、把握した内容を公開しなければならない。

(実施団体の記録の義務)

第9条 実施団体は、受講者の受講状況、単位取得状況を記録・保存しなければならない。資格認定はその記録によって行わなければならぬ。ただし、受講者が持つ単位取得の記録が証となる場合はその記録をもって実施団体の記録に替えることができる。

(記録保存期間)

2 上記記録情報の最低保存期間は受講者の受講開始から5年間とする。

(単位互換)

3 本条に定める記録を実施団体の間で交換することにより、複数の実施団体をまたがった単位取得による資格授与をすることができる。

(実施団体の機構への報告義務)

第 10 条 実施団体は、第 6 条、第 7 条に定めた資格認定および取消の人数
および第 8 条に定めた制度実施状況を別に定める方法によって機構に
報告しなければならない。

2 実施団体は、機構の求めがあるときは第 9 条に係る情報および本制度の
実施状況報告を機構に提出しなければならない。

(実施団体の認証の取消)

第 11 条 実施団体が前条に定める報告義務を 1 年以上に怠った場合または
資格認定講座を 2 年以上に渡って開講しなかったと認められる場合
は実施団体の資格を失う。

2 本制度の趣旨に著しく反する行為が認められるときは、実施団体は
実施団体たる資格を失う。

(実施団体の中止)

第 12 条 実施団体はいつでも機構に通知することによって本制度の
実施を中止することができる。

(機構直営ラボの設置)

第 13 条 機構は、本制度の維持発展のための研究および実施団体を支援をするため
本制度の実施・運用をおこなう組織を設置することができる。

(制度の改正)

第 14 条 制度の改正は機構がこれをおこなう。

(制度の解消)

第 15 条 実施団体を欠くに至った場合または機構の構成員が 10 名未
満になった場合は本制度を解消する。

(運営細則)

第 16 条

この規則の定めることのほか、本制度の実施のために必要な事項は
機構が星空案内人資格認定制度運営細則によって定める。

附則

(施行)

第1条 本制度は、2012年12月21日より施行する。

第2条 本制度施行時に置ける運営主体の構成員は以下の7名とする。

安藤享平、熊谷美恵、甲田昌樹、柴田晋平、富田晃彦、
水谷 雅寛、渡邊 瑛里

(特例)

第3条 本制度第13条の「二年以上開講しない時は制度の実施団体の資格を失う」としている規定において2020年、2021年および2022年を年限として勘定しない。

以上

改正 2019年5月13日 英名の改訂

改正 2020年5月19日 附則第3条(新型コロナウイルス感染拡大に伴う措置)

改正 2021年3月31日 附則第3条(新型コロナウイルス感染拡大に伴う追加措置)

改正 2022年3月31日 附則第3条(新型コロナウイルス感染拡大に伴う追加措置)

改正 2023年7月7日 運営主体を星空案内人資格認定制度運営機構から特定非営利活動法人星のソムリエ機構へ移転したことによる改正。

改正 2024年5月14日 第5条7,8項 講師の選任と講師のみなし単位の明確化および第6条「星のソムリエ」愛称の適用の明確化

改正 2024年9月10日 第13条機構直営ラボの設置

改正 2026年1月13日 第3条3,4項 実施団体の参加費負担、及び関連規則の変更

付録

◇別に定める規則

星空案内人資格認定制度運営業務規則

星空案内人資格認定制度運営細則(今後作成)

星空案内人資格認定制度講義要綱

星空案内人資格認定制度認定基準 (認定レポート、認定チェックシート)

◇別に準備する資料
認定制度スタートキット(今後作成)
認定制度実施のてびき(今後作成)
教科書(既存、改定予定)

星空案内人資格認定制度運営業務規則

制度発足 2012年12月21日
改正 2023年7月7日

(目的)

第1条 本規則は、星空案内人資格認定制度運営規則(以下、「運営規則」と呼ぶ)に基づく制度運営と維持のため、同規則第2条に定める特定非営利活動法人星のソムリエ機構(以下、「機構」と呼ぶ)の業務を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 機構は運営規則の定めることのほか運営規則の趣旨が健全に実施されるようにするために必要な以下の業務を行なう。

- (1) 講義要綱の維持管理および改訂
- (2) 認定基準(認定レポートの問題と認定チェックシート)の維持管理および改訂
- (3) 実施団体からの様々な相談に応えるためのヘルプデスクの設置
- (4) 実施団体が制度を実施するための役立つ教材や運営マニュアルなどの提供
- (5) 実施団体からの報告書を受け入れ、適正な実施が行なわれているかの診断と助言
- (6) 運用の状態を社会に告知するための活動および制度の宣伝
- (7) 外部からの制度にたいする問い合わせ等への対応
- (8) メーリングリストの運営やシンポジウムの開催など実施団体相互と機構の交流を図るための活動
- (9) 星空案内等本制度に関わる市民の間の交流を促進するための事業
- (10) 必要に応じて資格認定制度運営細則を定めること
- (11) 制度を円滑に運用するために必要なそのほかの事項

(規則の改正)

第3条 本規則の改正は機構がおこなう。

附則

(発効)

第1条 本規則は、運営規則の施行日より発効する。

改正 2023年7月7日 運営主体を星空案内人資格認定制度運営機構から特定非営利活動法人星のソムリエ機構へ移転したことによる改正。

星空案内人資格認定制度参加費要領

第1条（目的）

本要領は、「星空案内人資格認定制度」（以下「本制度」という）第3条4項に定める実施団体の支払う参加費について、その金額、納入方法等を定めることを目的とする。

2 実施団体の設立基盤は非常に多様であるため参加費という用語は統一せず、負担金、会費等、実施団体の実情に合わせて異なった用語を用いることとし、機構と実施団体が取り交わす書類については最も適した用語を用いることとする。

第2条（参加費の額）

参加費の額は、以下のとおりとする。

1. 本制度に参加申請時、審査にかかる費用：20,000円（消費税非課税）
2. 初回参加時：10,000円（消費税非課税）
3. 年度ごとの継続参加時：10,000円（消費税非課税）

第3条（免除規定）

1. 経済的事情その他特別な事情があると認められる場合には、申請に基づき、機構において総合的に判断し参加費の全部または一部を免除する。
2. 免除を希望する実施団体は、所定の申請書を提出し、必要に応じて補足資料を添付するものとする。

第4条（納入方法）

1. 参加費は、以下のいずれかの方法により納入するものとする。

- (1) 指定銀行口座への振込
 - (2) その他、機構が認めた方法
2. 振込手数料等の付随費用は実施団体の負担とする。

第5条（納入期限）

- 1. 初回参加の場合：実施団体としての承認後 60 日以内に納入すること。
- 2. 継続参加の場合：機構は前年度の実施報告書を受領後、速やかに請求書を発行するので、6月末までに納入することとする。

第6条（返還規定）

一度納入された負担金は、原則として返還しない。

第7条（その他）

本要領に定めのない事項については、機構の判断により別途定める。
